

令和4年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年12月15日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和4年12月15日（午前9時10分）
出席議員 1番 大西 徹 2番 大野 原徳 3番 中西 久博
 4番 長谷川多一 5番 貞森 義和 6番 若宮 淳也
 7番 西井 仁司 8番 舟瀬 勝 9番 濱岡 裕之
 10番 牧 幸作 11番 中森 慰
欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	産業振興課長	西村 夏之
副 町 長	西岡 一義	建設水道課長	森井 裕
総 務 課 長	中井 宏明	建設担当課長	阪口 昇吾
みらい安心課長	山下 喜市	会計管理者 兼出納室長	長谷川陽子
税務住民課長	迫本 晃	教育委員会教育長	中村 武弘
保健こども課長	作野 和幸	教育委員会事務局長	中井 均
長寿福祉課長	岡谷 吉浩		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西田 健	書 記	西村 美紀
書 記	宇田 真希	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員長報告
- 日程第3 討論（議案第55号～議案第66号）（発議第5号～発議第6号）
- 日程第4 採決（議案第55号～議案第66号）（発議第5号～発議第6号）
- 追加日程第1 議案の上程（議案第67号）
- 追加日程第2 提案理由の説明（議案第67号）
- 追加日程第3 採決（議案第67号）
- 追加日程第4 討論（発議第1号～発議第4号）
- 日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第55号 令和4年度 度会町一般会計補正予算（第6号）
議案第56号 令和4年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第57号 令和4年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第58号 令和4年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第59号 令和4年度 度会町水道事業会計補正予算（第2号）
議案第60号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
議案第61号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第63号 度会町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第65号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
議案第66号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について
議案第67号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
発議第6号 専決処分事項指定について

◎開会の宣告

（9時10分）

◎議長（濱岡 裕之） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和4年第4回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

それでは、質問順番1番 大西 徹議員。

《1番 大西 徹 議員》

◎1番（大西 徹） おはようございます。濱岡議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。1番議員の大西徹です。

先日、地区代表の方から環境施設整備事業補助金について、お話を聞かせていただく機会がありました。この補助金制度の補助交付となる事業主体は、地区及び共同で実施する事業の代表者、要するに、区長や理事長に交付される補助金であり、それらを各地区で対象となる事業にあててもらおうと、そういうふうに認識しております。

まず、交付要綱にこうあります。対象事業費は、国または県が指示する単価計算に基づき算定し、町長が認定した事業費とあります。例えば、1か所幾ら以上、幾ら以下の金額あるいは幾らかを限度とするといったものです。現在、当町16事業が対象となっております。その中の7事業、対象条件が農業施設、林道等の共同事業で、区道、林道、農道、水路、バス待合所、墓地参道、消防ポンプ庫とありまして、事業費が1か所につき20万円以上200万円以下に認定されているのですが、この事業費について、お伺いいたします。

なお、この7事業に関しましては、補足がされておりまして、災害が出た場合の復旧事業では10万円以上200万円以下とあります。ここで生じている下限額10万円の差には明確な理由があるのか、お伺いしたいのが、1点と。

もう一点は、20万円以下の事業が少なくないということ、区長を初め多くの方から耳にします。やはり10万円違うことによって、当然、地区の負担も異なってくるということですので、これらをいきなりゼロからとは言いませんが、復旧事業の下限額10万円に合わせていただく形で、認定の変更・見直しを検討していただけないかも合わせてお伺いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、皆さん、おはようございます。

それでは、大西議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員がおっしゃるとおり、環境施設整備事業補助金は、地区及び共同で実施する各種事業の代表者が事業主体となり、補助金の交付を受けることができる制度でございます。

御質問の農業施設や林道、区道などの新設や改良等にかかる共同事業につきましては、事業費を町が公共単価で算定し、認定いたします。その事業費が1カ所20万円以上を条件に200万円を超える場合は、200万円を上限として補助金の対象事業費としております。

また、災害復旧事業につきましては、対象事業費の下限を10万円と定めています。この補助制度は、施設の効用を享受する地区や団体など、特定の受益者が実施する事業に対し支援するため、創設されたものと理解をしております。

これまで人口減少や高齢化、核家族化など、社会、経済環境の変化による地域のつながりの希薄化や農林業の担い手不足などによる地域の負担の現状を鑑み、財政

負担を伴いながらも、この補助制度に対し、幾度も対象事業の追加や補助率の引上げを行ってまいりました。

議員御指摘の災害復旧事業とその他の事業の対象事業費下限額10万円の差でございますが、やはりまず、既存施設が被災を受けた場合、その機能の回復に努めなければなりません。それを促進する方策として、災害復旧事業が手厚い仕組みとして下限額を低く設定し、かつては、補助率も災害復旧事業のみが高率に設定していたわけでございます。

つまり、今まで使っていた道とか、そういうことが災害等で破れた場合は、すぐに復旧をしなければなりません。そのために、下限額は10万円に下げたということでございます。新たに作る道、直す計画的にやるということは20万円としたということでご理解をいただきたいと思っております。

対象事業費の下限額を引き下げる提案につきましては、これまで対象事業の拡充や補助率の引上げを実施してまいった経緯、受益者負担の原則の観点から、小規模な事業まで対象範囲が広がることは適切でないと考えております。安易な補助金制度の拡大は本来狙う支出効果を損なうだけでなく、財政を圧迫し、補助制度の継続自体にも影響をいたしかねません。現行制度を継続しつつ、議員の懸念されている地域の負担、課題にも引き続き注視してまいりたいと考えておりますので、何とぞ、御理解賜りますよう、お願いし、大西議員への答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 大西議員。

○1番（大西 徹） ありがとうございます。1点目につきましては、やはり災害は突発的に発生し、年々予想も大きく上回っていることから、そこに下限額の差を設けていただいたということで理解いたしました。

2点目に関しましては、適切でないと。財政の圧迫等ということで、理解しましたが、当然、対象事業のカテゴリーも様々に分けられており、一本化することは難しく、ひいては、事業の大きいもの、小さいものもありまして、なおかつ、担当される課も当然、異なることから検討または見直しについては、細心の判断を要するものと思われまます。

しかし、町長には、大小を問わず、総合的かつ柔軟性を持って判断してもらい、37からなります地区、団地の負担軽減に少しでもつながれば、一層住みやすさも増すと思われまますので、引き続いての課題として取り組んでいただきたいと思っております。

今回は、どちらかと言えば、小規模的な事業範囲を中心にお聞きしましたが、地元を支えていただいております区長、自治会長しかわかり得ない苦勞が要望となっております。先ほども申しましたが、町長認定の事業ですので、総合的かつ柔軟性のある判断を持って、先々の認定変更の変更、見直しにつながりますよう、お願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

- 議長（濱岡 裕之） 以上で、大西 徹議員の質問を終わります。
続きまして、2番 貞森義和議員。

《5番 貞森 義和 議員》

- 5番（貞森 義和） おはようございます。許可を得ました貞森でございます。

幾つかの点で質問しようと思ったんですが、今回は南海トラフだけ一本に絞って、町長に質問をしたいと思います。質問する通告書の中に、ちょっと問題もあり、私の書き方のミスもありまして、女性の衛生用品などのことを燃料のところに入れとったりするんですけども、これはもう別の項目だと思しますので、私のミスでございます。

それでは、その南海トラフ巨大地震、これが予想されています。そのことについて、町は今こういう準備をしていますよとかね、町はここはちょっと足りないんで、これからまだ準備しますとか、そういう答えをいただきたいなと思うて、質問に書かせていただきました。私のところ電話で匿名でようけくれますもんでね、どこの人か知らないですけど、「私は何々地区の者です。」と言うだけで、「名前だけ勘弁してください。」と言って、それでいろいろ聞いてきたことなども入っていますので、よろしく願います。

度会町で地震があって、自分の家が使えない人はたくさん出たということを想定して、今、質問させてもうとるんです。その一つが、避難場所はどうなっとるんだろうかと。私は自分の公民館に逃げることになっとるんですけど、そこへ十分入り切れなかった場合は、こういうところを使ったらよろしいよとか、そんな話をしていただきたいのが、一つです。

それから、生きるために一番大事なものは水やと思います。その水も飲み水とか、洗い水とか、いろいろありますから、その水の確保はどんなんやろうと。

それから、三つ目が、その他食料品です。国でも地方でも、住民の皆さんの命を守りますという、こういう人ありますけど、命を守るというのはどういうことかと、食料品なんですね。水と食料品やと思います。そういうときに、例えば国やったら、日本は本当にこれ食料であなたら守れるんかと、戦争になったら守れるんかとかね。災害だったら守れるんか、大方輸入品やないかて、そんな状況になりながら、皆さんの命守りますって、それ本気かいなって思うことありますね。そういう意味で、その食料品の確保もしっかりできておるんかどうか。

それから、その次は電力・エネルギーですね。今は、便利でなんやかんや使っていますけど、それが使えなくなった場合には、例えば、こういう発電機を幾つか持っていますして、あなたの在所へこんなん送りますよとか、そういうことを答弁していただくと有り難いなど。

それから、そのほかにガソリンやとか、灯油やとか、時期によっては、こういう燃料やら、油がいる。そんなときに度会町としてはこのぐらいは確保しとるけど、あとは自分らでやってくれよと、そういうふうな答弁でいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、物流に使うための役場で、このぐらひの車両を確保しとるよとかね、そんなことを、私に答えていただくのも有り難いんですが、これは町民の皆さんに役場はこういう構えでおりますから、皆さんどうぞ御安心くださいと。この分はちょっと足りないんで待ってくださいとか、そういう回答でいいので、取りあえず、私はそういうつもりで質問の準備をさせていただきました。

非常に大きな大風呂敷広げたような質問なんですが、取りあえずそれで答弁いただいて、また、補足の質問をさせていただくつもりでおりますので、町長よろしくお願ひします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員さんの質問にお答をいたします。

皆様が御存じのとおり、今後30年以内に発生する確率が高いとされる南海トラフ地震は、東海・東南海・南海地震と呼ばれる震源域において、同時に、または連動して発生すると想定をされております。

まさに、今、起きる可能性のある大地震に対しての備えについては、度会町においても喫緊の課題として、重点的に対策と整備に努めております。詳細につきましては、それぞれの担当課長から御説明をいたします。

○議長（濱岡 裕之） みらい安心課、山下課長、自席からの答弁お願ひいたします。

○みらい安心課長（山下 喜市） それでは、座ったままで失礼いたします。

みらい安心課からは、避難所や備蓄品の観点から御説明をさせていただきます。

まず、御質問にあります避難場所の確保につきましては、保健センター、改善センター、体育館といった公共施設を指定避難所として18か所をしております。

指定避難所は、滞在していただくことを目的とした避難所であり、土砂災害や家屋の倒壊等により住まいを失った町民の方々を対象として開放するものでございます。

収容人数といたしましては、1人当たり2平米と仮定し算出いたしますと、計2,200人の避難者を受け入れる体制が整えられていることとなります。

また、施設の安全性を高めるべく、小・中学校及び旧小学校を含めた体育館におきましては、地震の揺れにより脱落等の危険がある吊り天井の撤去工事を、令和2年度に完了をしてしております。避難場所の経路につきましては、令和3年3月に確保した度会町防災マップに詳しく明示をしてしております。記載された指定避難所、地区避難場所への避難ルートにおける危険を各自で把握していただき、毎年、御家族や

御近所の方とともに、ルートを検証をするよう、広報紙を通じて呼びかけてございます。

続いて、食料品等の確保、電力の確保、燃料の確保、物流の確保につきましては、大規模災害発生時に物流、流通機能が停止し、発災後数日間は地域外からの支援が期待できないことが想定をされるため、自主的な供給体制が求められます。度会町においては、防災倉庫を始め、7か所、これは防災、町の防災倉庫、役場庁舎、地域交流センター敷地内の倉庫、中川・小川郷・一之瀬それぞれの地区の防災倉庫、旧一之瀬小学校校舎への災害用の備蓄及び資機材を整備してございます。

御質問にありました食料品につきましては、アルファ米及び備蓄パンを合わせて8,000食、軽油発電機及びガソリン発電機を合わせて13台の常備があり、ほかにも状況に応じた様々な備蓄品を備えてございます。

ただし、行政のみでは限界があるものから、各地区で組織されております自主防災隊37団体におきまして、食料品や発電機等の備蓄等の購入と管理を合わせて進めていただいております。

なお、購入に関する支援制度といたしまして、自主防災会組織育成等事業で、事業費の半額を補助し、本年度においても5団体で御活用をいただいております。

さらに、不測の事態に備えまして、三重県や近隣自治体、民間業者と災害時における各種協定を締結をしております。一例といたしまして申し上げますと、物資供給に関する協定、道路復旧に関する協定、石油類燃料の供給に関する協定等がございます。

御指摘の燃料の確保は、この協定に基づき協力体制が生まれてございます。町民の皆さんの生命と財産を守るため、協定者との結びつきを強める方法として、定期的に防災訓練を相互に実施するなど、災害時においても迅速な対応ができるよう、今後も努めてまいります。

防災の担当課からは、以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 建設水道課長、森井課長、自席での答弁をお願いいたします。

○建設水道課長（森井 裕） 引き続き、水道担当課から水の確保等について説明いたします。

まず、飲み水については、ペットボトルの備蓄または水道施設による配水池に相当量を貯蔵しています。給水活動に必要な給水タンク、給水陸路、車両等の整備については、既に御承知いただいているとおりと考えます。

トイレについては、パーティションや非常用トイレを整備し、避難所等への設置を可能なものとしており、また、建物被害のなかった避難所や自宅のトイレで使用いただける処理剤についても相当数を備蓄しています。

町では、大地震に備え、過去から避難所設置、運営等訓練を実施しており、給水

やトイレの設置も内容に加えております。

現在、コロナ禍で大きな訓練はできていませんが、希望のあった地区での給水訓練等を随時、実施しております。

続いて、仮設風呂については、自衛隊等関連機関への協力を求めていくこととなりますが、度会町より甚大な被害が想定される沿岸市町への設置が優先されると考えられることから、町民の皆さんには水や食料だけでなく、ウェットタオルや水の要らないシャンプーなど、様々な防災グッズを家庭内備蓄していただくことをお願いしております。

また、配水管の修繕について、町では民間事業者と協定を締結し、災害時の復旧に備えています。

平常時から発生する漏水等水道事故についても、昼夜を問わず、緊急対応をいただいているところですが、その知識と経験を災害時にも生かせるよう、日頃から職員間でのミーティングを繰り返し、一つ一つの対応について検証を行っています。そこで協議された内容を基に、今年11月水道事業危機管理マニュアル及び水の安全計画を策定しました。町民の皆さんのライフラインである水道水の確保について、災害時においても迅速な対応ができるよう努めてまいります。

水道担当課からは、以上です。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、補足をいたしますと、真冬深夜の大地震が最も被害が大きくなると言われております。被害・混乱を最小限に留めるためには、町民の皆さん、また自主防災組織、事業所による対策と結びつきが必要不可欠となります。自助・共助・公助の考え方を念頭に、地域の連携を一層強化し、引き続き、対策の推進を図ってまいりますことを、お約束し、貞森議員に対する答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 貞森義和議員。

○5番（貞森 義和） いろいろ各課の説明もあって、町民の方、多分、これ聞いたら安心なさると思います。書いたものを読んでくれいっても、なかなかよう読みませんしね。私らも、いろいろ連絡いただいておりますけども、理解できていないところがあって、電話でこんなことどないやっていってるときに、例えば、度会の県立学校の校舎使えんのか。いや、あれは県立やでいかんやろうなみたいな程度の話をしとるだけで、役場の方からこうやって説明をいただいて、それがまた皆さんに知れるようになると、安心してもらえると思うんですね。

私が、この質問を準備したんについては、きっかけがありまして、今年の10月21日に四日市市で東海地区の90幾つかの市町さんが集まっての南海トラフに対する対策会議というのがあったみたいなんで、それを私がメディアで見て、これは町長、

市長さんらは本気やなど、それで各市がそうやって本気で考えとるんやで、一遍町のことも聞いてみようじゃないかというてしたら、町の人がこんなこと聞いてくれ、こんなこと聞いてくれてあったもんで、私がこうやってお尋ねしたんです。

この前11月14日にも地震があつて、関東と東北の南のほうが一応、被災地になったんですが、大した害はなかったんですけど、それも震源は三重県沖という、そういう言い方やったんですね。

それから、私が子供の頃に戦前ですけど、大きな地震が、今、町長言われた南海・東南海地震か何かになるんだと思うんですが、それも大きな害があつて、私はもう子供でしたから震えていました。昼日中でも余震があるんで、うちの中へよう入らんのです、怖くてね。ですから、地震・雷といわれるとおりで、地震というのは予測がつきませんもんで、ただ、今、町長言われたように、もう起こる可能性が非常に高いと、80%と言われとるんですね。そやもんで、こういうことには町民の方には、こういう準備をしていますよというのを知らせてほしいもんで、大風呂敷広げたような質問させてもらいまして、各課のお世話になりましたが、そういう意味で、科学者の方が、もうじき起こるよとか、危ねえよというるときには、その準備をしといて、からぶりでもいいんです。準備だけはしとかないかと思ひますね。東京電力の福島が、からぶりではあつたのに、準備しなかつたんですね。裁判になつて、原発事故起こつたやないかいうて、住民が訴えたら、すごい莫大な金で解決したというのがあつて、その弁護士、私、知つとる子なんですわ。日本で一番もうけた弁護士というのは、ばかな本を書いてやろうかというても、要らん言うたつたんですけど、このぐらい大きな災害が、そのときの理由が、大地震が想定されてたのではないかと、それを無視したのはけしからんというので判決が出とるんですね。何億円という、そういうふうなことがあつたりしましたもんで。

それから、また、この辺でも町立病院を山のほうへ引っ越したと、老朽化もあつたんでしょうけど、なかなかこの地方も心配やなど。それから、この前、私、議会で質問したときに、今、古いのを活用したらどうですかというのを質問しました。あとで、その話聞いたら、よその三重県の南のほうで、私ところはポンプを10幾つ町が作りましたよと、今ある井戸にポンプを入れて、手動でやるポンプを準備していますというのがあつて、やっぱりこの人らは本気やなと思ひました。度会町の場合は、すぐにそういう返事はいただけなかつたんですけど、おいおい考えていただけんじゃないかという意味で質問して、あの質問は無駄であつたとは思ひていません。町長なんかも気にしてみえとると思うんですね。そういう意味で、これからも、またいろんなことで努力していただきたいんですが、道走つとって、「今、この工事は、地震に強い水道管と取り替えています。」って書いてある、こういう工事があつたりね。前にも言ひましたけど、「うちの井戸は災害のときに、公共の井

戸となります。」っていう、そういう字が書いてあるところが、ほかの自治体にあったりします。この自治体立派やなど、何があるか分からんけど、あるかないか分からんけど、準備はしとんのやなどということになって、私は立派だと思っていますので、度会町もその立派の中へ入っていただきたいので、質問させていただきました。

そんなんで命を守るという、一番大事なこと。エネルギーやそんなんも大事ですけど、取りあえず、水と食料品ですね。それをちゃんと準備してますよということで、今、山下課長の答えにもありましたけど、これだけ準備していただいちゃったら、数日間大丈夫だと。私は、こういうものは自己責任だと思うんです。役場にみなしてもらおう。そんなことは思いませんのでね、そういう意味で、私、今日は役場はしっかりやれよという意味と違いまして、役場がここまでやっておってもらんだというのを、皆さんに知ってもらいたいもんで、そういう質問させてもらったんで、もし、役場の方でちょっとここ遅れとんなどいうのがあったら、おいおい努力していただいて、町民の方が安心できるように、書いたものを配ってもらうとか、大きな字で広報に書いてもらうとか、そんなことをしてもらうと分かりやすいと思いますので、南海トラフのことで、東海地区の市町の会があったことをきっかけにして、この質問をさせていただきました。

ありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。どうも。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、3番 若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） 6番議員の若宮淳也でございます。今年も師走、12月も半ばが過ぎようとしておりますけれども、今年最後の議会ということでもありますので、現在の経済状況や町民の生活などの状況を踏まえ、質問させていただきたいと思っております。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、物価高対策についてでございますけれども、コロナ禍に加え、ウクライナ情勢などの国際情勢や世界経済の変化によって、資源高や円安が進んでいる現状であり、私たちにとって身近な食品や生活用品あるいはエネルギーなどの値上げがなされているところでございます。

現段階の値上がりといいたしましては、テレビや新聞等報道されておりますけれども、小麦粉や食用油といった原材料や調味料も上がっておりますし、食品の価格は何度も値上げがされておる現状でございます。

また、飲食店の料金も値上げがされております。

そして、漁船の燃料高騰などが影響し、生鮮魚介類に関しましては16%も上昇されていたりしていると言われております。

また、スパゲティの麺に関しましては19.5%も上昇しているなど、様々な食品、そして商品、サービスが値上がりしている現状でございます。

そして、昨今の急激な物品やサービスの値上がりは度会町町民の生活には大きな影響を及ぼしている現状であり、この水準が続くとなれば、それぞれの家計も苦しくなるとともに、節約等にも限界が来ると考えられております。

いつまで続くか分からない物価高につきまして、危機感を持った取組と支援が必要だと考えます。

現在、度会町では、地域振興商品券の発行や小・中学校の教材費や給食費の支援、福祉・介護分野に対する支援を行っていただいております。保育所では副食費の5カ月分を全額補助、上水道の基本料金3カ月分を免除すること等の支援をいただいております。それぞれの分野で町民の生活を支える取組をしておられますし、町民からも助かると言った声も聞こえています。

しかし、それでもこのさらなる物価高を受けて、町民の暮らしが厳しいというのが、現状であります。また、幅広く支援は行っていただいておりますけれども、この支援にはどれも期限があることから、いつ終わるとも分からない厳しいこの経済情勢の中で、これらの支援の期間や期限が切れた際には、どのような支援策があるのか。町民の皆様は気にされることでしょうし、このような厳しい経済環境を町一丸となって乗り切っていくためにも、度会町のさらなる支援が必要だと考えます。

そこで、支援の期限が切れた先には、新たな支援を考えられているのかどうかといったことも、町民の大きな不安の一つとなると思います。厳しい物価高に対して、継続できる支援策を、今後どのように展開していこうとお考えなのか、お伺いしたいと思います。

また、有効期限が来年1月で終了いたします地域振興券を、町民には大好評であったことから、引き続き発行していくことを計画することも視野に入れるべきだと考えますけれども、継続できる支援は何かないものか。今の段階で町の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員さんの質問にお答えいたします。

コロナ禍において、あらゆる世代に対しての支援策といたしましては、まさに、若宮議員の御紹介のとおり、常に状況に即した最善策を講じてまいったつもりでございます。政策全てにおいて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながらも、時には町費での上乘せも行いつつ、全ては町民の皆さんのために、最善の方法で協議を重ねてきた結果であります。

御指摘の物価高騰対策については、国の電気料金抑制策の実施も聞き及んでおりますし、実は、この地域振興券のときにもですね、そのあと、10月もですね、中部電力に基本料金を何とかならんのかというようなことで、水道と一緒に減価できやんのかということをお尋ねした経緯もあります。

しかし、個人情報、いろんところで契約をしておるということで、それはできないときっぱりと中部電力に断られました。

しかし、それが国が電力会社に対して、相当の支援をしていくということで、料金の抑制につながっていくものだと思います。

しかし、物価・エネルギー、資源のない日本にとってはですね、この度会町だけ高いわけじゃないので、全国的に全てのものが高騰しておるという理屈があります。やはりもういつ下がるかどうか分からないので、これはもう日本全体で受け止めて納得してくれるしかないんと違うんかなと、私自身は個人的には思っております。

しかしながら、何らかの交付金があった際には、最優先に検討をしてみたい事案として認識しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） もちろん支援していただくためには、財源の問題も大きく関連してくると思っておりますし、先ほど答弁にもありましたように、中部電力への声かけ等をしていただいたということなんですけれども、一つ例を挙げますと、度会町の方々は、ほとんどの方が車での移動をしているため、燃料代などに多くの負担がかかってきております。かといって、車の利用を減らすことも地域需要としては難しいことでもあります。

そこで、大台町のように、移動に必要な車の燃料代の支援だけでも考えてみてはどうかと思います。このように地域事情を踏まえ、何か一つの分野に特化して継続できる支援を模索していくということができないのかと考えます。その辺りについて、町長どのように思われますか。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） ガソリン等の支援ということでございますが、車の持っていない人はどうするんやと。とにかくいろんなことがあっても、やっぱり公平性を担保しなければいけない。それで地域振興券だったわけです。地域振興券は食料も、食品も買える。油も買える。そういう理屈で進めてまいったようなわけでありまして、議員おっしゃるとおり、大台町は灯油とか、ガソリン券配りました。それですと、本当にさっきも、何遍も言いますが、全部に、子供は恩恵を受けない。いろんなことがあるので地域振興になったということをお理解いただきたいと思っております。

町民の皆さんへの経済対策を含めですね、豊かな暮らしの一助となるよう、目先

の情報に左右されることなく、迅速・確実な方策を講じてまいりたいと考えておりますので、以上、若宮議員への答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 一応、例えばということでの燃料代のあれだったんですけれども、何か一つにですね、特化して継続できる支援をやっていただきたいと、そのようなことなんですけれども、都会のほうではですね、この物価高の対策といたしましては、野菜や米を支給する自治体というのも増えております。都会特有の事情で政策的に支援されているものだと推察しますけれども、度会町のように、一方で田舎では車の所有が多く、車の移動も多いということで燃料代あるいは灯油を支援していくと、何か一つに特化することも継続できる支援であれば、今後、必要になってくるのではないかなと思います。

地域振興券におきましては、大変町民の方喜ばれております。その中でもガソリンも使えるということで、いろんな食料品や生活用品、そういったものに対しても、今後、少しでも何か一部に特化した、そういう支援がないものかどうか。また、そういったものを取り組んでいていただきたいなど、このようにお願い申し上げて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

度会町の今年の総括と未来に向けての抱負についてということですが、先ほども述べましたように、今年はウクライナ情勢、円安や物価高など、生活面では町民の皆様も、そして行政も大変なことが多かったと思います。

また、コロナ禍の中でどうやって私たちは生活を送り、経済活動を経営展開していくかを模索する年でもあったと思います。今年一年を総括し、来年を展望していくためには、どのような一年だったのかを振り返り、できたことや、達成できたこと、できなかったこと。あるいは、道半ばの課題などを総括する必要があると思います。町長が掲げる「子供たちが輝くまちづくり」、「高齢者が元気なまちづくり」、「安心して暮らせるまちづくり」、「地域の産業が発展するまちづくり」など、現時点での進捗状況をお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員さんの質問にお答えいたします。

町長としての今年一年の総括と来年に向けての抱負という質問でございますが、年の瀬を迎え、改めて令和4年を振り返りますと、新型コロナウイルスオミクロン株の流行やウクライナ情勢に端を発した原油・物価高と歴史的な円安など、私たちの生活に甚大な影響を及ぼした一年間ございました。

御承知のとおり、就任当初に、私が公約として掲げましたのは、「度会町の明るい未来のために」をスローガンに、具体的施策としてお示しをいたしました「子供

たちが輝くまちづくり」、「高齢者が元気なまちづくり」、「安心して暮らせるまちづくり」、そして、「地域の産業が発展するまちづくり」の大きく四つの施策でございます。本来ですと、通告に従い、四つのまちづくり施策の進捗状況を細かに御説明すべきと存じますが、時間の都合もありますことから、令和4年の主な取組を簡潔にまとめ、報告をさせていただきますことを、あらかじめ御承知おきいただきたいと思っております。

今年は、本町におきましてもコロナに明け暮れた年となり、町政をお預かりする立場として、微力ではございますが、精いっぱい町民の皆さんの暮らしを守るため、ワクチン接種につきましては、年明けから3回目、4回目と続き、現在もなお5回目の接種を断続的に実施をしております。

また、コロナ交付金を活用しながら、抗原検査キットの配布や地域振興商品券の発行、給食費や水道料金の減免などの感染対策と経済対策の両面から切れ目のない対応に努めてまいったつもりでございます。

このようなコロナ禍を背景に、GIGAスクール構想実現に基づく、学校教育のデジタル化や町内における自治体DXの推進、マイナンバーカードの普及促進のほか、広域連携によるデジタル田園都市国家構想に向けた取組など、新たなデジタル時代へ前進する年でもございました。

インフラ整備に関しましては、農業用ため池の体制強化業務、避難所整備事業、護岸改修及び河川の浚渫に加えまして、懸案となっております県道伊勢大宮線における鮪川・長原間の冠水対策工事の完成や通学路の安全対策の促進、リサイクルステーションの新設など、地域の要望や課題を見据えた調整を図ってまいりました。

来る令和5年につきましても、引き続き、新型コロナウイルスへの対応に万全を期するとともに、地域経済の活性化を図るなど、コロナ禍からの回復に向け、地域の皆さんを全力で支えてまいる所存でございます。

最後になりますが、議員の皆さんには、本年と同様の御支援と御協力を心よりお願い申し上げます。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 今年を振り返ってみますと、やはりもうコロナ禍ということと、あと、先ほども申し上げましたように、ウクライナ情勢等での物価高といろんな形で町長の思いもなかなか通しにくいところもありましたと感じております。

その中でも、来年の抱負の中にもありましたように、私、ちょっと最後に聞かせていただきたいと思うのは、数ある抱負の中で、特にどのような分野に力を注いでいきたいと思われているのか。最後、お答え願えますか。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） まず、脱炭素に向けた取組を、何とか形にしていきたいとい

うふうに考えております。コロナ対策はもう当然、それも同時に行っていくということでもあります。一つは、もうそこに全力を傾けたいなという考えでいます。

それから、市内のDX化、これは必ずやらなあきませんので、それもしっかりやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 最後に聞かせていただきました。先ほど町長のお言葉の中で、形にするという言葉も出てまいりましたが、まさしく一つ一つを形にするというのは、なかなか難しい、また、こういう状況の中でしていくのは、本当に大変なことであると思いますけれども、先ほど言われましたように、形にするということで、来年もぜひとも町長の施策等しっかりと、思い切った施策を打ち出していきたいなというふうに思います。

私も、今年は様々な視点で質問をさせていただきました。空家対策やデジタル田園都市国家構想、そして、新型コロナウイルス感染症の感染者に対する支援や寄附いただいた土地の調査を含め、文化ホール等の必要性など、町民の皆様からの声や要望もしっかりと伝達させていただいたと思います。どれもこれからの度会町の取組に必要な視点だと思いますので、来年はそれをさらにですね、深掘りして、議論を展開し、少しでもいい方向に向かい、形に表れるように取り組んでいきたいと考えております。

度会町民の皆様にとっても、度会町にとっても、実りある一年にしていきたいと決意を申し述べ、私の質問を、これで終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、4番 大野原徳議員。

《2番 大野 原徳 議員》

○2番（大野 原徳） 2番議員、大野原徳です。一般質問をさせていただきます。

度会町小・中学生といじめの現状と対策についてということで、不登校の小・中学生最多24万人。文科省は、全国の国公私立小学生の問題行動、不登校調査において、2021年度に積算で30日以上欠席した不登校の児童・生徒は24万4,940人となり、前年度より24.9%、4,813人増えて、過去最で、初めて20万人を超え、増加割合も過去最高になったと発表しました。

また、不登校急増の背景に、新型コロナウイルスの影響がうかがえると分析。運動会や遠足といった学校活動が制限され、学校意欲が下がったとの見方や休校による生活リズムの乱れが戻らない事例、いじめの問題もあったと説明しましたが、小学校の不登校8万1,498人、中学校ではですね、16万3,442人、約10年前と比べて小

学校では4倍近く、中学校では2倍近いと報告をされています。

また、ネットいじめは2万件を超え、5年で倍増、三重県では、4,357件、100人当たり23.1人と報告されています。度会町の現状と対策はどうか、教育長お願いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村教育長。

○教育委員会教育長（中村 武弘） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、日頃より教育活動及びコロナ対策につきまして、御理解・御支援いただきまして、誠にありがとうございます。

大野議員の質問にお答えします。

まず、不登校についてですが、小学校及び中学校の現状についてお答えさせていただきます。

本年度小・中学校を30日以上欠席した児童・生徒は、延べ小学校で2名、中学校で6名となっております。令和3年度の先ほど大野議員の中にもありましたが、文科省「児童・生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、全国的に不登校児童・生徒数は、年々増加しており、特に、令和3年度は大きく増加しています。令和3年度の全国の不登校児童・生徒数を1,000人当りに換算した数値を見ますと、小学校では13.0人、中学校では50.0人となっております。統計を取り始めた平成10年以降、最も多くなっております。比較のため、度会町小・中学校の令和3年度不登校児童・生徒数を1,000人当りに換算しますと、小学校では10.9人、中学校では33.8人となり、全国に比べまして、小学校ではマイナス2.1人、中学校ではマイナス16.2人となっております。特に、中学校ではコロナ前と比較しましても、不登校者数は減少傾向になっております。

ここで、グラフを、小学校の不登校者数の推移のグラフを出していただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

皆様グラフを見ていただきますと、平成30年から令和元年、令和2年、令和3年となっております。タブレットを、私もタブレット持って行きます。

青が我が町でございまして、オレンジが県、そして、グレーが国の推移になっております。1,000人当りに換算しておりますので、均等になっておりますが、度会町に関しましては、平成30年度国や県よりも低かったんですが、令和元年度、令和2年度と上がってきております。そして、令和3年度ですが、小学校の場合、国や県よりも下がっております。

しかし、コロナ前と比べますと、まだ上がっているという状況があります。これは、大野議員の指摘のとおりでございます。それを、元の状況以下に戻すべく、様々な対応を取っております。あとで、述べさせていただきます。

ちなみに、令和4年度の現在の状況ですと、大分減っておりますので、元に戻り

つつあると、コロナ禍以前に戻りつつあるというようなことが言えます。

では、中学校のほうの不登校数を見てみますと、中学校のほうですが、平成30年度、もちろん中学校、この青の度会町の数字ですが、令和元年度、令和2年度とコロナ禍の中ですが、令和元年度が一番多く下がってきておりまして、そして、令和3年度には、平成30年度と比べまして、まだ、数字が下がっております。令和4年度はもう少し下がっておりますので、現状コロナ禍前よりも下がっております。これは有り難いことですが、まだまだ一人一人に対応した形を取っていきたいというふうに考えております。

それでは、不登校対策としまして、児童・生徒に寄り添った指導を充実するため、スクールケア指導員、学習支援員等の配置や教職員が生徒との時間を保てるように、教職員の補助を行うスクールサポートスタッフ、いわゆるSSS等の配置、スクールカウンセラーやスクール・ソーシャル・ワーカー、SSWの配置や連携、教育支援センターによる学校に登校しにくい子の児童・生徒のサポート、この体制の充実、教室に入れないう児童・生徒への学習の場を設置、GIGAスクール機器を活用したネットでの面談や対応、きめ細かな家庭訪問などなど、県の事業の活用とともに、町独自の児童・生徒一人一人に寄り添った指導を行っております。不登校対策です。これらの予算について、皆様に議決いただき、児童・生徒に個別の対応を行っていることが、コロナ禍においても不登校の減少につながっていると考えております。教職員とともに、今後も児童・生徒に寄り添い、教育を進めていきたいと考えております。

また、いじめにつきましては、本年度報告を受けておりますのは、小学校で7件、中学校は1件です。町では、平成26年度より、度会町いじめ防止基本方針を定めて、令和4年に改定をしております。その基本方針の冒頭で、いじめの基本対応については、いじめの事前防止・早期発見、早期対応が重要であり、そのためには学校が地域に開かれ、多くの人たちが学校に関与していくとともに、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対応することとしています。

学校・家庭・地域が一体となつてということからも、いじめ防止に係る機関や団体が、いじめ防止対策について連携を図り、こういった取組について情報交換を行うために、度会町いじめ問題対策連絡協議会を設置しております。小・中学校でも、度会町立度会小学校いじめ防止基本方針、度会町立度会中学校いじめ防止対策基本方針をそれぞれ定めており、小学校の対応については、いじめが起きるものと仮定し、全教職員で共通認識を持ちながら、関係機関と連携し対応に当たっております。中学校での対応は、教師は情報教育と命の教育、人権や道徳を定期的に行う。

また、本年度は中学校長により、全校人権授業を行いました。コロナ禍で子供たちの小さな変化を見逃さないよう、アンテナを高く、タイミングを大事にして対応に当たっております。

最後になりますが、教育委員会も小・中学校の支援をしていき、もちろんですが、関係機関と連携を図り、小・中学校の学校活動が健全に行われていくよう、できる限りのサポートをしていきます。

議員の皆様にも、御理解と御支援をお願いしまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（濱岡 裕之） 大野議員。

○2番（大野 原徳） 先ほど教育長から、度会町はマイナスということで報告いただきましたが、不登校に対して、小学生で2名、中学生で6名、また、いじめは、小学生が7名、中学生が1名ということで、度会町は、小・中学校共に、1校のみで、近隣市町と比べて、中学校の統合もなく、いじめ等も少ないと思います。大体小さいときにいじめがあって、中学校ぐらいには7名から1名という形で、数字も出ていますが、最もこういう環境がいいところですので、先ほど教育長も言われましたが、今後も全教職員との連携で、小さな変化を見逃さずに、見守っていただきたいと思います。

続きまして、2、義務教育が終わってからの、ひきこもりについて、度会町としての取組・支援についてということで、この問題に関しましては、先ほどの質問の続きという形になりますけども、義務教育が終わってから、ひきこもりに発展するというつながりがあります。受験・就職活動、その後の社会生活の中では、人間関係がうまくいかず、現在、町内においてもひきこもりで苦しんでおられる家庭が相当見えます。度会町の取組として、高齢者、介護、福祉、障がい福祉等については、社協とか、広域連合と連携して行われていますが、ひきこもりに関しては、まだまだ対策されていないのが現状です。20代の社会復帰はまだ見込みもあるそうですが、ここ数年、社会問題として取り上げられている、8050問題、これは80代の親が自宅にひきこもる50代の子供の生活を支え、経済的にも行き詰まってしまうことで、行政の支援が行き届かないまま、親が要介護状態あるいは亡くなってしまうということで、一気に生活が成り立たなくなる。最悪の場合、子供が死に至ったり、親の遺体をそのまま放置して逮捕されたりしてしまうケースも少なくありません。

このような悲劇を生まないために、住民や地域団体、福祉事業関係者等が、連携しながら、共助・自助・公助の取組支援が、今、必要だと考えます。町としてはどうか。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大野議員さんから質問のございました義務教育が

終わってからのひきこもりについて、また、ひきこもりの長期化で発生する8050問題についてお答えをいたします。

御承知のとおり、ひきこもりとは、様々な理由から学校への登校、アルバイトや仕事など、外との交流を避け、原則的には6か月以上にわたって、家庭に留まり続けている状態とされております。

また、買物やドライブなど、他者とは交わらない外出は可能なこともございます。三重県におきましては、昨今の社会情勢を鑑み、平成25年4月に三重県ひきこもり地域支援センターを開設し、個別相談の実施、支援ネットワークの構築のほか、人材育成研修など、課題解決に向けた取組が進められています。

また、令和4年3月には、全国初となるひきこもり支援に特化した計画、三重県ひきこもり支援推進計画が策定され、より一層、市町との連携強化が図られることとなり、市町には相談の窓口の周知、実態把握等が求められております。

度会町においては、相談窓口として長寿福祉課と保健こども課が対応しております。現在、相談のあった際には、適切な対応に努めておりますが、今後につきましては、相談窓口を案内するパンフレットやホームページの作成により、周知を徹底し、また、令和3年度に三重県が県内の民生委員の方の協力を得て実施いたしましたひきこもり実態調査の結果を踏まえながら、個々に応じた支援の在り方やネットワーク構築を検討するなど、さらなる対策を講じてまいりたいと考えております。

ここ数年の社会問題として取り上げられております8050問題を重く受け止め、県や関係機関との連携の下、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指し、取り組む所存でございます。これを申し添えまして、大野議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 大野原徳議員。

○2番（大野 原徳） ひきこもり家庭において、この度会町は小さいまちですので、親自身が引目を感じて、周りは気づいていても、当本人はなかなか相談ができず、行き詰まるケースが多いと、今後、特に増えてくると思います。長寿福祉課また保健こども課とは、そういう家庭に訪問するきっかけを作っていただき、ひきこもり家庭のケアをしていただきたいと思います。

続きまして、3、町行政運営について、自己評価と今後の進退についてということで、町長になり3年6か月で、このコロナ禍の行政活動について、春まつり等のイベント、行事などは中止で、何もできない中、町を巡回し、路線バスにつなげる町営バス、また、町内は全て100円で移動、最終の伊勢市駅前発を20時30分まで延長、また、全国ふるさと納税初、返礼品に電気のポイント券を発行するなど、斬新な発想力と行動力を発揮されましたが、自己評価と、今後の進退について、お伺いします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、大野議員さんの質問にお答えをいたします。

この質問につきましては、先ほどの若宮議員さんの質問に対する答弁と重複することもあります。その旨、あらかじめ御承知おきいただきたいと思います。

町政をお預かりすることになってから、早いもので3年6か月が経過をいたしました。就任当時を振り返りますと、信託の重さを深く受け止め、強く責任感と使命感を持って、任に当たってまいりました。日がたつにつれ、町長という、その職責の重さを、なお一層身を持って認識させていただいたところでございます。

この3年半は、御承知のように、新型コロナウイルス感染症との日々闘いでございました。町民の皆様が楽しみにしておられる春まつりや夏のプール営業、また、町民文化祭といった行事中止の決断、また、外出自粛の度重なるお願い、さらには、保育所や小・中学校、福祉施設における複数感染の発生など、心の安まる日はございませんでした。

また、集団でのワクチン接種対応や地域振興商品券を初めとする地域経済対策の推進など、見を引き締めながら、最善・最速の対応に全力で努めてまいったと思っております。

「最善」は、まず、公平性を考えます。「最速」は、議員の皆様方の御理解と職員の見張りによって、実現できたと思っております。

一方、コロナ禍であっても、常に意識してまいりましたのは、公約で掲げましたスローガン「度会町の明るい未来の実現」であります。

先ほど大野議員よりありました町のバスの問題は、公共交通機関の乏しい本町にとって、最重要課題と捉え、現在、多くの方に御利用をいただいておりますことを本当にうれしく思っております。このバス事業を含む公約事業はもちろんです。第7次度会町総合計画でお示ししました各事業の推進に対し、職員とともに真摯に取り組んできたつもりでございます。

しかしながら、町民の皆さんが真に変化を感じてもらうには、まだ、どの事業も道半ばであります。これまでの取組を途切れることなく、さらなる推進を図るべく、来期も継続して町政を担わさせていただきたいと存じます。

各事業の推進並びに町民の皆さんとの共創には、議員の皆様方の御協力なくして進めることはできません。今後とも、御理解と御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。来期に向けた私の意思表示とさせていただきます。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 大野原徳議員。

○2番（大野 原徳） 来期に向けた意思表示ということで、改めて町政に力を注いでいただきたいと思います。

私からの一般質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、大野原徳議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時28分休憩)

(10時40分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 中森 慰議員。

○予算決算常任委員長（中森 慰） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第55号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第6号）、1議案につきまして、教育長、関係局長課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、これをもちまして、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員会委員長 若宮淳也議員。

○総務住民常任委員長（若宮 淳也） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第56号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第57号 令和4年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第58号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第60号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第61号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第63号 度会町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第65号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につい

て、議案第66号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について、以上、議案9議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、総務住民常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員会委員長 舟瀬 勝議員。

○産業教育常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第59号 令和4年度度会町水道事業会計補正予算（第2号）、議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上議案2議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審査の結果、いずれの議案も原案どおり認定すべきものと決しましたので、報告いたします。

これをもちまして、産業教育常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

◎討論（議案第55号～議案第66号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第55号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第6号）から議案第66号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について及び議員提出議案、発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、発議第6号 専決処分事項指定についてを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はあ

りません。

よって、討論なしと認め、議案第55号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第6号）から議案第66号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について及び議員提出議案、発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、発議第6号 専決処分事項指定についての討論を打ち切りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第55号～議案第66号、発議第5号～発議第6号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第55号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第6号）から議案第66号 三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について及び議員提出議案、発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、発議第6号 専決処分事項指定についてを採決いたします。

議案第55号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第6号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第55号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第6号）は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第56号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第56号 令和4年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第57号 令和4年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第57号 令和4年度度会町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第58号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第58号 令和4年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第59号 令和4年度度会町水道事業会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第59号 令和4年度度会町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第60号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第60号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第61号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第61号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第62号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第63号 度会町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第63号 度会町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例につい

てに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第64号 度会町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第65号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第65号 三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第66号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第66号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決されました。

続きまして、発議第6号 専決処分事項指定についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第6号 専決処分事項指定については、原案どおり可決されました。

以上、議案第55号 令和4年度度会町一般会計補正予算(第6号)から議案第66号 三重県市町総合事務組合格約の変更に関する協議についてまでの12議案及び発議第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、発議第6号 専決処分事項指定については、いずれも原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(10時58分休憩)

(11時00分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案の上程（議案第67号）

追加日程第1 お諮りいたします。

ただいま中村町長より提出されました議案第67号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを日程に追加し、追加日程として、議題とすることに決定いたしました。

◎提出理由の説明（議案第67号）

追加日程第2 それでは、議案第67号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対して、中村町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

議案第67号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

現在、就任中の杉本 誠氏の任期が、本年12月25日をもって満了することから、新たに、度会町脇出、昭和37年生まれの高橋虎彦氏を、度会町教育委員会委員として任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

◎採決（議案第67号）

追加日程第3 お諮りいたします。

議案第67号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、人事案件につき質疑を省略したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

本案については、度会町議会会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

また、本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

議案第67号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

議案第67号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、議案第67号 度会町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてについては、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて採決をいたします。

賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、閉会中の継続審査とすることは可決されました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和4年第4回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時06分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員